

人材開発支援助成金

労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

コース内容

詳細な情報は右から



【各コースの概要】

①人材育成支援コース

10 時間以上の OFF-JT、新卒者等のために実施する OJT と OFF-JT を組み合わせた訓練、有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施する OJT と OFF-JT を組み合わせた訓練及び 45 歳以上の労働者を対象として実施する OJT と OFF-JT を組み合わせた訓練について助成

②教育訓練休暇等付与コース

有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成

※令和 4 年度から令和 8 年度までは、本コースで「長期教育訓練休暇制度」及び「教育訓練短時間勤務制度」は適用せず、③の人への投資促進コースで実施

③人への投資促進コース

- ・高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練：
 - 高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練について助成
- ・情報技術分野認定実習併用職業訓練：
 - IT 分野未経験者の即戦力化のための OJT と OFF-JT を組み合わせた訓練について助成
- ・定額制訓練：サブスクリプション型の研修サービスによる訓練について助成
- ・自発的職業能力開発訓練：労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主に対して助成
- ・長期教育訓練休暇等制度：
 - 長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成

④事業展開等リスクリリング支援コース

次のいずれかの取り組みに伴い必要となる訓練を実施した場合について助成

＜事業展開＞

新たな製品やサービスの提供、新分野への進出ほか、事業や業種転換、既存事業の製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法を変更する

＜デジタル・デジタルトランスフォーメーション化（DX 化）＞

デジタル技術を活用して自社内の業務効率化を図ることや、製品・サービス等の変革をする

＜グリーン・カーボンニュートラル化（GX 化）＞

省エネ、再生可能エネルギーの活用等、温室効果ガスの排出ゼロを目指す

助成額・助成率（①～④）

（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等			資金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)		
				賃金要件等を 満たす場合※6				賃金要件等を 満たす場合※6	
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	OFF-JT	800円 (400円)	1000円 (500円)	45% (30%) ※1 70%※2	60% (45%) ※1 85%※2	—	—	
	認定実習併用職業訓練	OFF-JT	800円 (400円)	1000円 (500円)	45% (30%)	60% (45%)	—	—	
		OJT	—	—	—	—	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)	
	有期実習型訓練※3	OFF-JT	800円 (400円)	1000円 (500円)	75%	100%	—	—	
		OJT	—	—	—	—	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)	
	中高年齢者実習型訓練	OFF-JT	800円 (400円)	1000円 (500円)	60% (45%)	75% (60%)	—	—	
		OJT	—	—	—	—	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)	
	② 教育訓練休暇等付与コース			—	—	30万円	36万円	—	—
	③ 人への投資促進コース※7	高度デジタル人材訓練	OFF-JT	1000円 (500円)	—	75% (60%)	—	—	—
		成長分野等人材訓練	OFF-JT	1000円※4	—	75%	—	—	—
情報技術分野認定実習 併用職業訓練		OFF-JT	800円 (400円)	1000円 (500円)	60% (45%)	75% (60%)	—	—	
		OJT	—	—	—	—	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)	
定額制訓練		OFF-JT	—	—	60% (45%)	75% (60%)	—	—	
自発的職業能力開発訓練		OFF-JT	—	—	45%	60%	—	—	
長期教育訓練休暇制度※9		1000円※5 (800円)	—※5 (1000円)	20万円	24万円	—	—		
教育訓練短時間勤務等制度		—	—	20万円	24万円	—	—		
④ 事業展開等リスクリン グ支援コース※7※10		OFF-JT	1000円 (500円)	—	75% (60%)	—	—		

⑤建設労働者技能実習コース

中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習をさせた場合、経費または賃金の一部を助成

助成額・助成率⑤

●中小建設事業主以外の建設事業主が、女性建設労働者に受講させた場合は、支給対象経費の3/5を助成（賃金助成及び賃金向上助成・資格等手当助成は対象となりません）

助成項目	雇用保険被保険者数	助成率・助成額	賃金向上助成 資格等手当助成※6
経費 助成	20人以下の事業主	支給対象費用の3/4	支給対象費用の3/20
	21人以上の事業主 (35歳未満の対象者)	支給対象費用の7/10	
	21人以上の事業主 (35歳以上を対象者)	支給対象費用の9/20	
賃金 助成	20人以下の事業主	通学制で1日3時間以上受講した日 1人1日あたり9,500円※11(10,450円※8)	2,000円/日
	21人以上の事業主	通学制で1日3時間以上受講した日 1人あたり日額8,550円※12(9,405円※8)	1,750円/日

・助成額・助成率の注釈番号については以下の通り。

※1 正規雇用労働者等へ訓練を実施した場合の助成率。

※2 非正規雇用を維持した場合の助成率。

※3 正社員化した場合の助成率。

※4 国内の大学院を利用した場合に助成。

※5 有給休暇の場合のみ助成。

※6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上増加させ支払っている場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上増加させている場合に、助成率等を加算。

※7 令和8年度末までの時限措置。

※8 助成対象労働者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合

※9 一定の条件を満たした場合、賃金助成や経費助成とは別に「新規採用助成（業務代替期間に応じ27万円～67.5万円）」及び「職務代行助成（職務代行手当の75%【月の上限16万円】）」を追加で支給。

※10 一定の条件を満たした場合、賃金助成や経費助成とは別に「設備投資加算（1コースの1つの導入費用あたり50%、限度額は支給対象労働者1人につき15万円、10人以上の場合は支給対象労働者に関わらず150万円）」を追加で支給。

※11 実習等が令和8年4月7日以前に開始した場合の助成額は8,550円（9,405円※8）

※12 実習等が令和8年4月7日以前に開始した場合の助成額は7,600円（8,360円※8）

手続きの流れ

Step1 計 画 提 出 (沖縄助成金センターへ)	●職業訓練実施計画届などを作成する。※13 ● <u>訓練開始日の6か月前から1か月前まで</u> に、必要書類を提出する。※13 ※計画の内容に変更がある場合は変更届の提出が必要です。
Step2 訓 練 実 施	●職業訓練実施計画届に基づき訓練を実施する。 ※訓練に係る費用は支給申請までに支払い終えている必要があります。
Step3 支 給 申 請 (沖縄助成金センターへ)	● <u>訓練終了日の翌日から2か月以内</u> に、必要書類を提出する。

※13 ⑤建設労働者技能実習コースについては、登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関、職業訓練法人または指定教育訓練実施者が実施する技能実習を受講させる場合、計画届の提出は不要です。ただし、技能実習の一部について事業主自ら実施する場合等は、その技能実習の全てについて記載した計画届の提出が必要となります。その際の計画届の提出期限は、技能実習を実施しようとする日の3か月前から1週間前までとなります。

受講コース確認フローチャート

どのコースが最適か確認できます。詳細な支給要件は、パンフレット等で確認してください。

